

請願・陳情參考資料

平成22年6月2日

商工労働部

陳 情 (新 規)

(雇用人材總室・産業振興總室)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年 - 15 (22. 5. 26)	商 工 労 働	最低賃金法の抜本改正と安定策の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書の提出について 鳥取県労働組合総連合	〔最低賃金制度について〕 ○最低賃金は、その最低賃額を以て、国が賃金の最低限度を定め、使 用者は、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。 〔最低賃金の決定〕 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にし、賃金の審議が行われ、「労働者の生活」「労働者の賃金」「通 常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決 定。なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に 置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。 〔現在の最低賃金（時間額）〕 ・鳥取県 630円（H21.10.8～） ・最高 791円（東京都） ・最低 629円（佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県） ・平均 713円 ○緊急雇用対策（平成一〇年十一月二十一日、大蔵省「平成二〇年一 月一日の閣内閣府関係会議で、経済財政諮問会議で、各官庁の 担当課長等による検討会を開催し、緊急雇用対策の推進方 針を決定した。）に基づき、各官庁の担当課長等による検討 会の開催や、各官庁の担当課長等による検討会の開催等 を実施している。

〔下請取引適正化について〕
 下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」という。）が設けられ、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。
 【国の主な対応状況】（平成21年度）

- （１） 勧告等の状況
- ① 書面調査の実施状況
 - ・ 親事業者36,342社及び下請事業者201,005名を対象に実施
 - ② 下請法違反行為に対する勧告・指導状況
 - ・ 勧告は15件、指導は3,590件
 - ③ 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況
 - ・ 減額分について、親事業者61社から下請業者2,160名に対し約4億8千万円が返還
 - ・ 遅延利息について、親事業者61社から下請業者2,737名に対し約1億1千万円が支払
- （２） その他の主な取組状況
- ① 過去に違反が多く見られた業種など5業種（道路貨物運送業、自動車小売業、一般器具機械製造業、電気器具製造業及び輸送用機械器具製造業）に対し実地調査割合を増加しより監視を強化
 - ② 親事業者及び関係団体に対する下請法遵守に係る要請を拡充（例年の11月に加えて3月にも要請）
 - ③ 中小事業者のための移動相談会開催及び専用相談窓口設置を全国的に実施

【鳥取県内の状況】（平成21年度）
 （財）鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置。
 平成21年度には、下請取引適正化に関する相談の受付実績はなし。

〔雇用維持と安定雇用の創出に向けた政府の取組〕
 ○ 「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」が平成21年3月23日になされ、その中で、経営側は雇用の維持に最大限の努力を行うこととされた。

